

裁判員制度元年を迎えて — 裁判員の役割 —

いよいよ今年の5月21日(木)から、裁判員制度が始まります。「裁判員って何をやるんだろう…」と思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、今回は「裁判員の役割」についてお伝えします。

① 法廷での審理に立ち会うこと

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事裁判の法廷に立ち会います。法廷では、証人や被告人に対する質問などが行われ、裁判員から証人などに質問することもできます。この他、証拠として提出された物や書類も取り調べます。



◆ 具体的にはどんな裁判に立ち会うの？

裁判員制度の対象となる事件は、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火などの一定の重大事件です。

◆ 法律を知らなくても判断できるの？

特に法律の知識は必要ありません。裁判員の仕事をさせていただくうえで法律の知識が必要になった場合には、裁判官が丁寧に説明しますのでご安心ください。



② 評議、判決を行うこと

証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

議論を尽くしても全員の意見が一致しない場合、評決は多数決により行われます。有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③ 判決の宣告に立ち会うこと

判決の内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます。裁判員は、判決の宣告に立ち会い、裁判員としての仕事を終えます。

裁判員制度についての情報は、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp>) にも掲載されています。ぜひご覧ください。



問合せ先

名古屋地方裁判所事務局総務課広報係 ☎052-203-9092

法テラス ☎0570-078-374